

会津坂下町立学校給食センター給食用物資納入業者指定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、会津坂下町立学校給食センターが行う学校給食用物資納入業者の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(基準)

第2条 学校給食用物資納入業者の指定は、次のとおりとする。

(1) 立地条件

会津坂下町内又は、その周辺地域に事業所又は製造加工の設備のあるもの。ただし、福島県学校給食会よりの購入並びに町内で必要量の調達が困難な食品及び生産者から直接購入する場合はこの限りでない。

(2) 経営規模

- イ 堅実に経営され常時営業が行われていること。
- ロ 固定された営業施設を有し、電話及びファックス設備があること。
- ハ 所要量を満たし得る仕入れ、製造、加工能力があること。
- ニ 物資の配達に支障ない程度の従業員及び輸送能力があること。

(3) 衛生状態

- イ 製造加工業者の場合は、材料倉庫、製品置場、冷蔵施設その他衛生上必要な設備が完備していること。
- ロ 家族、従業員の健康管理や衛生管理が充分なされていること。
- ハ 施設設備の衛生管理が充分なされていること。

(4) 信用状況

- イ 営業実績があり経営状態が良好であること。
- ロ 学校給食に理解があり、協力的であること。
- ハ 食品に関する法律及び諸規定が遵守されていること。
- ニ 納税義務が履行されていること。
- ホ 消費者に信用されていること。

(申請手続き)

第3条 学校給食用物資の納入業者として指定を受ける手続きは、次のとおりとする。

(1) 申請期間

申請は、2月1日から2月末日の間に行う。ただし、特に教育長が必要と認める場合は、この限りでない。

(2) 申請時の提出書類

- イ 学校給食用物資納入指定業者審査申請書
- ロ 営業概要調書
- ハ 納税証明書又はその写し

- ニ 代理店又は取扱店となっている場合は、本店のその旨の証明書
- ホ 登記簿謄本（法人）又は営業証明書（個人）
- ヘ 食品衛生法による許可証の写し及び食品衛生監視票（該当業者のみ）

（３） 申請書の審査

申請のあった者については、学校給食用物資の納入業者として適当であるか否かを判定しなければならない。

（指定業者の登録）

第４条 適格者として指定された業者の登録手続きは次のとおりとする。

- （１）判定と同時に指定通知書を発行する。
- （２）指定通知書を受けた業者は、別に定める誓約書を提出し、学校給食用物資納入指定業者として登録する。
- （３）登録の有効期間は、３年間とする。